

最高裁秘書第2216号

平成31年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

4月8日付け（同月9日受付、最高裁秘書第1911号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局情報政策課事務分掌（平成31年4月1日施行）（片面で
1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判所事務総局情報政策課事務分掌

(平成31年4月1日施行)

	係	業 務
情報政策課	庶務係	1 公印の保管に関する事項 2 課の文書の受理及び発送並びに管理に関する事項 3 課の職員の人事、給与、服務、研修及び能率に関する事項 4 課の物品、図書及び資料の受入れ及び管理に関する事項 5 課の経理に関する事項(予算編成に関する事務を除く。) 6 課の職員の共済組合事務に関する事項 7 課の各係間の事務の調整に関する事項 8 課の他の係に属しない事項
		1 情報化戦略計画に関する事項 2 情報システムの利用による裁判事務処理及び司法行政事務処理の最適化の企画及び調整に関する事項 3 情報政策課以外の局課等が所管する情報システムに対する支援に関する事項
		4 下級裁の情報化関連部署との調整 5 CIO補佐官に関する事項 6 課の予算編成に関する事項 7 行政府省の情報化施策との調整に関する事項 8 会計検査院対応に関する事項 9 情報システムを活用した業務見直しの企画・実施・評価等に関する事務の総括管理 10 その他、課の他の係に属しない情報化に関する企画全般
	情報企画第二係	情報システムの利用に必要な機器及びソフトウェアの整備の企画及び調整に関する事項
	情報システム第一係	1 民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件における情報システムの開発(改修、機器更新の実施等を含む。)並びに同システム利用による裁判事務処理の企画及び調整に関する事項
		2 情報政策課以外の局課等が行う「民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件における情報システムの利用による裁判事務処理の企画」との調整に関する事項
	情報システム第二係	1 民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件における情報システム(情報システム第一係により開発された情報システム)の導入・展開及び運用・保守に関する事項(職員の教育・研修、セキュリティ対策等を含む。) 2 民事事件(簡裁)及び少年事件における情報システムの運用・保守に関する事項(各システムの改修、セキュリティ対策、機器更新の実施等を含む。)
	情報システム第三係	1 民事事件、刑事事件及び家事事件における情報システム(情報システム第一係及び情報システム第二係所管の情報システムを除く。)の運用・保守に関する事項(各システムの改修、セキュリティ対策、機器更新の実施等を含む。) 2 最高裁判所汎用受付等システムの運用・保守に関する事項(システムの改修、セキュリティ対策、機器更新の実施等を含む。) 3 司法統計における情報システムの利用による事務処理の企画及び調整に関する事項 4 司法統計における情報システムの運用・保守に関する事項(同システムの改修、セキュリティ対策、機器更新の実施等を含む。)
		1 司法統計の企画、実施、指導及び情報提供に関する事項 2 司統報告の審査、整理及び保管に関する事項 3 司法統計年報の編集及び刊行に関する事項
		1 全ての情報システムが利用する情報基盤及び職員が利用するメールやウェブ閲覧等の基本的な情報システムの整備、運用及び保守に関する事項 2 最高裁判データセンタに関する運用、保守及び調整に関する事項 3 上記1、2の最適化の企画及び調整に関する事項
	情報セキュリティ室	裁判所の情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項